

名義変更②に係る必要書類一覧表

(令和5年4月現在)

名義変更②について

組合員が死亡し、変更手続きを死亡日より90日以内に行う場合について、下記のとおり提出書類が必要となります。他に書類が必要になる場合がございますので、組合にご連絡ください。

提出書類等

- ・ 相続加入届出書（ダウンロード）
- ・ 加入申込に際しての表明・確約（ダウンロード）
- ・ 遺産分割協議書又は改製原戸籍（被相続人）
- ・ 身分証明書（相続人の免許証等写し）
- ・ 出資証券

相続加入届出書記入について（補足）

- 被相続人 → 亡くなられた方
- 相続人 → 相続される方
- 相続開始日 → 相続した日又は死亡日

相 続 加 入 届 出 書

私は、仙南中央森林組合定款第10条の規定により出資口数の相続をしたのでお届けします。

記

出 資 口 数 口

出 資 金 額 円

被相続人 住 所 _____

氏 名 _____

(組合員番号)

上記について相続加入いたします。

令和 年 月 日

相 続 人 住 所 _____

ふりがな _____

氏 名 _____ (印)

(相続開始日 令和 年 月 日)

仙南中央森林組合

代表理事組合長 島津 健一 殿

台帳(金庫)	ファイル	入 力

加入申込に際しての表明・確約

私は、現在、次の1のいずれにも該当しないことを表明し、ならびに将来にわたっても該当しないことを確約します。また、私は、自らまたは第三者を利用して次の2のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

私は、下記に該当した際、定款の規定に基づき組合への加入を拒否すること又は除名となることがあることを確認します。

なお、これにより私に損害が生じた場合でも、仙南中央森林組合になんらの請求もせず、また、仙南中央森林組合に損害が生じたときは、私はその責任を負うものとします。

記

1. 暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団員等がその事業を支配する者
2. 自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (1) この組合の事業を妨げる行為をしたとき。
 - (2) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を著しく失わせるような行為をしたとき。
 - (3) その他前各号に準ずる行為をしたとき。
3. 上記すべてに該当しないことの表明並びに将来にわたっても該当しないことの確約に関して、虚偽の申告をしたことが判明したとき。

以上

令和 年 月 日

氏名または法人名（団体名） _____ 印